

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 20 日

境港管理組合港湾管理委員会事務局長 岩下 久展

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

中野緑地ローラーすべり台改修業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで

#### (4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 過去 10 年以内（公告日を起算日とする）において、国又は地方公共団体若しくはその他の法人の施設を管理する者が発注した公園遊具の修繕業務を履行した実績を有する者であること。

(3) 次に該当する者であること。

令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が大分類「図書・教材類」又は大分類「機械等（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### 3 契約担当部局

境港管理組合 総務課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 みなとさかい交流館 3階  
境港管理組合 総務課  
電話 0859-42-3705 電子メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、境港管理組合ホームページ (<https://www.sakai-port.com/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び交付時間

令和6年6月20日(木)から同年7月4日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

###### イ 交付場所

(1) に同じ

##### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (4) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 入札及び開札日時

令和6年7月12日(金) 午前10時即時開札。

(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、7月11日(木)午後5時15分とする。)

###### イ 場所

境港管理組合入札室(鳥取県境港市大正町215 みなとさかい交流館3階)

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により4の(1)の場所に、令和6年7月4日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、境港管理組合会計規則(昭和39年境港管理組合規則第1号。以下「会計規則」という。)第90条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第89条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 105 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。